

公益認定等委員会だより

第29号 平成26年4月1日発行

公益認定等委員会 発行



今回で3回目となる「財産管理のポイント」では、横領事件などの事例を用いて、その発生原因と対策を紹介しています。法人の運営に、お役立ていただければと思います。

品種名：舞姫



公益法人の活動紹介

33

※詳しくはp5をご覧ください。

目次

P2・・・寄附金による公益活動に向けて(その2)「(公社)シャンティ国際ボランティア会」

P3・・・財産管理のポイント(その3)

P4・・・FAQについて

P5・・・公益法人の活動紹介「(公財)日本花の会」

P6・・・申請サポートに関する情報・その他・お知らせ

■公益財団法人日本花の会

桜の名所づくりや桜の保護・再生、花のまちづくりなどを通じて、美しく潤いのある地域環境づくりに取り組んでいます。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	729	92	1,053
	財団	1,506	274	847
都道府県	社団	3,142	87	4,945
	財団	3,376	348	2,546
	合計	8,753	801	9,391

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年3月31日現在)



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページをご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

どうしたら寄附が
集まるかな？

寄附金による 公益活動に向けて

そうだ！
こんなアイデア
はどうか

今回は、寄附者の気持ちに寄り添うことを大切に、寄附集めに取り組む法人を紹介します。

公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会は、戦争や貧困に苦しむアジア地域や国内の被災地の人々に向けて教育、文化的な支援を行う法人で、その活動費用の多くを寄附で賄っています。継続的な運営を行うため、「収入のうち補助金に頼る割合を3割以下にする」という方針のもと、お金だけでなく物による寄附など、**約40種類の寄附メニュー**を用意し、広く支援を受けることができるよう取り組んでいます。

●寄附者の気持ちに寄り添った寄附集め

シャンティ国際ボランティア会が寄附集めに際して大切にしていることは、「**寄附者の立場に立つこと**」です。

例えば、不要になった本を中古書店が買い取り、その買取金を寄附にあてる「リサイクル・ブック・エイド」という手法では、お金で寄附することに慣れていない人でも、「捨てるはずだったものが人の役に立つなら…」と気軽な気持ちで寄附をすることができます。

また、一人一人の寄附者がこれまでどのような形で法人を支えてくれているかをきちんと把握し、その思いに応えるよう、直筆のお礼状にメッセージを添えることも、寄附者にきめ細かな感謝の想いを伝えることにつながります。

このような丁寧な寄り添いが、新規の寄附者の開拓や継続的な支援につながっていきます。

●寄附者の「我がこと」感を大切に！

それから、寄附者が「お金を出しておしまい」ではなく、**寄附を通じて法人の活動を「我がこと」として捉えることができるよう**様々な工夫をしています。

例えば、クラウドファンディングサービス(※)を通じて、陸前高田市の図書館に本を揃えるための資

☆公益法人の寄附税制についてはこちらを御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

▼陸前高田市の図書館に
本が並べられる様子



▲仮設住宅を中心に本を積んだ車で巡回する移動図書館活動の様子

金を募った際は、寄附者が「自分の寄附が人の役に立っている」ということを身近に感じられるよう、毎日ブログを通じて図書館に本が集まっていくまでの様子を伝えていきました。

また、1万円以上の寄附者に対しては、希望の本を指定することができるという特典により、単にお金を送るのではなく、**自分の好きな本を通じて寄附者が陸前高田市の人たちに「思い」を伝えることができる仕組み**を作りました。

プロジェクトの名称「陸前高田市の空っぽの図書室を本でいっぱいにしよう」にも、活動内容が分かりやすく、タイトル自体がユーザーに波及しやすいという創意が凝らされています。

こうした工夫の結果、800人以上の人たちから約800万円の寄附を集め、寄附者の思いが込められたたくさん本を図書館に並べることができました。

★「単なる資金集め」と思われがちな寄附を、寄附者の気持ちに寄り添って、いかに寄附者が「我がこと」として取り組むようにできるようにするかが、広く寄附を集める秘訣のようです。「ファンドレイジング」は「friend」レイジング」あるいは、いかに法人のファンを増やすという意味で「fan」度レイジング」という言葉が印象的でした。また、**各職員のプロジェクトや寄附集めの進捗状況を「見える化」**することで、法人全体が協力し、活動原資を集める意識向上につながっているように感じました。

(文責：公益認定等委員会事務局)

★募集！

公益認定等委員会だよりでは、寄附集めについて積極的に取り組んでいる法人を紹介してまいります。貴法人の創意に基づく取組を紹介してみませんか？是非ご応募ください。

<問い合わせ先> (TEL) 03-5403-9533 (メール) koeki-info@cao.go.jp

※不特定多数の人がインターネット経由で寄附をできるような仕組みのこと

財産管理のポイント

今回は、理事・監事の責任を再認識していただきたいと思います。ずさんな管理体制が招いた横領事件を紹介します。

■C財団法人のケース



●横領は会計係長によって行われ、横領額は発覚までの1年半の間に総額数千万円に及んだ。

●横領は、当初は月に1~2回程度で1回あたり5万円程度と少額であったが、その後、月に4~5回で1回あたり数十万円~数百万円と次第にエスカレートしていった。

●法人は多額の現金を保管しており、現金の出納については会計係長のみが行っていた。

●会計係長は、勤務時間中に頻繁に用務を装い外出する等、不自然な行動がみられた。

●新規採用した経理職員が、一部の通帳の不存在、現金出納長と現金残高の不一致を発見し、事件が発覚した。

●発覚後、理事長及び事務局長は引責辞任。会計係長は解雇され、民事事件として係争中。刑事告発済み。



対策

▲理事・監事の意識改革

通帳と銀行届出印の別保管や会計伝票の承認体制、現金実査、残高証明書と会計帳簿の照合などの内部牽制のしくみについて、費用対効果の視点も加味した上で、**整備運用・監視する責任は理事・監事にあります。**職員任せにすることなく、理事・監事は、内部管理上のリスクを認識して、効果的、効率的な管理方法を確立する必要があります。

▲多額の現金を法人内で保管しない

法人内での現金保管は、小口経費等の必要な額にとどめ、**銀行取引を活用する必要があります。**法人で保管する場合に比べ、**横領や盗難のリスクが軽減されます。**また、通帳記帳を通して、取引履歴が確認でき、会計帳簿への記帳や監査の際に取引の検証が可能となります。

発生原因

▲実質的には、財産管理がなされていなかった

法人は、公益認定に際して財産管理規程や印章管理規程を整備したが、規定通りに運用されていなかった。事務局長から全幅の信頼を寄せられた会計係長に、すべて一任の状態が継続していた。

現金、通帳、銀行届出印は金庫にまとめて保管されており、かつ、金庫の鍵の管理は会計係長に任されていた。

事務局長は、銀行取引結果についての確認や現金実査などに関与せず、会計係長への牽制がなかった。

▲多額の現金が法人内の金庫に保管されていた

多額の現金が保管されていたことにより、会計係長が現金に直接接触れる機会があり、横領の誘発する状況があった。

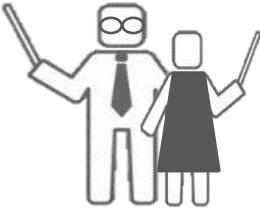
▲理事・監事等の役員の当事者意識の欠如

決算に当たって、理事・監事は、現金の実査や通帳、残高証明書を確認することなく決算内容の確認や監査を実施していたため、横領の発見ができなかった。

今回の事例では、法人の極めてずさんな財産管理体制を逆手にとった経理係長の横領が次第にエスカレートしていく様子が見えます。

法人の財産は、法人の事業に賛同する寄附者等から託された財産です。理事・監事はこのことを肝に銘じ、横領等の不正を未然に防止するための管理体制のあり方について、今一度見直す必要があると考えます。

FAQ



平成26年3月3日に公益認定法施行規則が改正され、公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を法人が支出元に自主的に返還することが可能であることが明記されました。

これに伴い、公益法人informationに掲載されている「よくあるご質問(FAQ)」に問6-1-6を追加しましたので、お知らせします。

問 VI-1-⑥(公益目的事業財産)

公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどのようなのでしょうか。



答

1) 公益目的事業財産は公益目的事業のために使用又は処分しなければならないとされており、例外は、内閣府令で定める正当な理由がある場合に限られています(公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第23条)。

2) 一方で、国等^(注1)から特定の公益目的事業を行うために交付された補助金等について、当該公益目的事業の終了その他の事由により^(注2)当該公益目的事業に使用する見込みがなくなった補助金等については、もはや公益目的事業財産として法人内にとどめさせる合理的な理由に欠けることとなります。

このような場合に、法人の意思決定により当該補助金等を支出元に返還することが、公益目的事業財産の使用又は処分に係る例外である「正当な理由」として公益認定法施行規則第23条第3号に規定されています^(注3)。

3) 国等に補助金等の返還に係る経理方法は、一般的には、正味財産増減計算書において一般正味財産増減の部の経常外費用に計上するか、指定正味財産増減の部で直接減額することになると考えられます^(注4)。また、定期提出書類の別表H(1)の「1. 公益目的増減差額」については17欄(公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額)に記載することが考えられます。

(注1) 国、地方公共団体など公益認定法第5条第17号に掲げる法人が対象です。

(注2) 「その他の事由」としては、例えば、公益目的事業の実施期間は終了していないものの、当該事業の需要が今後も見込まれず、よって、当該事業に使用するために交付された補助金等を使用する見込みもない場合などを想定しています。

(注3) 平成26年内閣府令第13号により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)が一部改正され、第23条第3号が追加されました。

(注4) 改正後の公益認定法施行規則第23条第3号の対象となる財産は、特定の公益目的事業のために交付された補助金等であるため、当該補助金等は指定正味財産に区分されていることが通常想定されます。補助金等の返還に係る会計処理については、公益法人会計基準等では明示されていませんが、当該事象を反映する会計処理としては、正味財産増減計算書において当該金額を指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の経常外収益に振り替え、同額を経常外費用として処理するか、指定正味財産増減の部において当該金額を直接減額する処理をするのが適当と考えられます。

～公益財団法人日本花の会～

内閣府認定

公益財団法人日本花の会は、昭和37年の創立以来、桜の名所づくりや桜の保護・再生、花のまちづくりなどを通じて、美しく潤いのある地域環境づくりを進めています。全国約1800名の会員や、33カ所の地方会員組織の皆さん、そして一般市民や自治体の方たちと共に、花や緑を活かしたまちづくりに取り組んでいます。



明治神宮外苑

■桜の名所づくり

当会は、桜の名所づくりを計画している方に当会農場で生産した桜の苗木を提供し、その活動を支援しています。創立以来これまでにお届けした桜の苗木は220万本を超えました。今では各地の公園や街路、学校、福祉施設などを美しく彩り、各地から届くお花見のお便りは、桜が地域の人々に親しまれ、美しい環境づくりやコミュニティづくり、地域振興などのお役に立っている様子を知らせてくれています。

東京都新宿区の明治神宮外苑には数多くの桜が植えられています。そのほとんどが当会から提供したものです。昭和45年に八重桜を中心として1500本の桜が植えられました。今では都心の桜の名所として、多くの方に親しまれています。

また、桜を通じた震災復興支援として、津波を受けた桜の後継樹の生産や育苗、被災地への桜の苗木の提供を行っています。これまで被災地にお届けした苗木は累計で2000本以上になります。



震災復興支援：自衛隊とボランティアの合同植樹

花のまちづくり
(埼玉県深谷市)



■桜の保護・再生

老齢化した桜や桜の名所を保護・再生する樹勢回復事業にも取り組んでいます。天然記念物に指定されている桜の古木や、古くからの桜の名所でありながら、病害虫に感染したり、周辺環境の変化によって衰弱した桜に対して、専門家としてのアドバイスを行っています。



山高神代桜

るようになりました。

山梨県北杜市にある樹齢2000年、日本最古の桜と言われる山高神代桜では、当会の計画に基づき、樹勢回復工事が平成14年度から4年間にわたり行われました。今では花数も増え、しっかりとした若い枝も多く伸び

■結城農場・桜見本園

茨城県にある結城農場は、敷地面積約83,000㎡、東京ドームの約1.8倍に相当します。桜の名所づくりを支える拠点として、ここで年間約3万本の桜の苗木を生産し、全国各地にお届けしています。また接木生産に代わる刈クローン（組織培養）による桜苗木の増殖の研究も行っており、一部の品種については量産が始まっています。

農場内にある桜見本園では350品種の桜を保存し、品種特性の調査研究、優良品種の選抜や保護育成に関する研究などに取り組んでいます。また多彩な品種を活用したモデルガーデンを設け、桜の名所づくりに関する様々な提案をしています。



結城農場桜見本園

■花のまちづくり

花のまちづくりを広く定着させるために、平成3年から「全国花のまちづくりコンクール」が行われています。当会はその事務局を務め、花や緑を活かした潤いのあるまちづくりを進めています。またシンポジウムや講習会の開催など、花のまちづくりを進める住民団体や自治体の活動をサポートしています。

■ホームページアドレス

<http://www.kananokai.or.jp>



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※5月の窓口相談は、4月7日(月)まで募集中です。

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

4月の研修会開催日程は、現在検討中です。(本年度の日程は決定次第、「公益法人information」に掲載します)。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール)akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎)03-5403-9669

(時間)平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成26年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は決定次第、「公益法人information」に掲載します)。

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

一定の場合に公益法人の消費税負担が軽減される制度が4月1日からスタート!



公益法人が募集する寄附金について、一定の要件を満たした上で、寄附受入前に事前に行政庁の確認を受ければ(注1)、消費税負担が軽減(注2)される制度が4月1日からスタートしました。

「確認申請の手引き(注3)」を公益法人informationにて掲載しています。

消費税負担が軽減されることで、より公益活動を充実させることができます。ぜひ本制度をご活用ください!

(注1)寄附金の全額を他団体への助成に使用することが募集要綱等で明らかにされているなど、一定の要件を満たすことについて行政庁の確認を受ける必要があります。

(注2)行政庁の確認を受けると、当該寄附金収入が消費税法上の特定収入に該当しないこととされるため、消費税額が減額されます。

(注3)行政庁による確認後は、寄附金の用途等について制約が生じ、確認時の用途と異なる用途に使用する等一定の場合には、認定法上の報告徴収等の対象になる可能性がありますので、「確認申請の手引き」をよくご確認ください。

募集!

ホームページおよび委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)および「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、65法人の活動を紹介しており、随時更新予定です。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



ここをクリック!

●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■本件問合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
(電話)03-5403-9524、9533
e-mail:koueki-info@cao.go.jp